

民俗芸能の継承と伝承組織の変容

—比婆荒神神楽を支える「名」に注目して—

総合研究大学院大学 文化科学研究科 日本歴史研究専攻 鈴木 昂太

要 旨

民俗芸能は、いかにして継続的に執行され続けられるのだろうか。本稿では、こうした命題を、芸能が伝承される地域社会の変動に応じ、従来の祭祀組織、信仰、儀礼を変容させて民俗芸能の存続を図ってきた、地域の人々の工夫に注目して考察を行っていく。

事例としては、広島県庄原市東城町・西城町に伝承される「比婆荒神神楽」を扱う。この地域には、「本山三宝荒神」を祀るための「名」という組織があり、「名」は神職と神楽社を招き、「名」毎に異なる七年・一三年・一七年・三三年に一度の式年で、四日四夜にわたる「大神楽」を行ってきた。大規模な式年の「大神楽」は、多大な資金や人足が必要であり、「名」中の力を結集して行われる大事業である。そのため「大神楽」の存続には、「名」が経済的・労務的な負担などを負えるかが、大きな影響を与えた。生業・生活の変化や人口流出といった、「大神楽」の存続には、「名」の変化による伝承の危機に直面した時、「名」は、どのような工夫・変化をして、荒神祭祀を続けていくために地域を選んだ工夫には、「名」の【合同】・【合祀】・【再編】という三つの方法があった。

まず、数軒から一〇数軒の家によって構成される小規模な「名」が、いくつか【合同】し、共同で「大神楽」を執行する方法がある。

また、村内の小規模な「名」それぞれで祀られていた「本山三宝荒神」を、すべて村氏神社の境内に【合祀】する地区もあった。

さらに、西城町八鳥地区では、「組」という組織を基礎単位にして、村を代表する一つの大きな「名」と「本山三宝荒神」が新たに創出された。その過程では、もともと関係のない村氏神社の祭祀に、「本山三宝荒神」の祭祀を組み込むなど、地域の祭祀体系と「名」の【再編】が行われた。

以上の【合同】・【合祀】・【再編】という工夫に共通していたのは、従来の小規模な「名」から、より大きい「地区（村）」へ荒神祭祀の執行主体を変更させることで、「大神楽」に参加する軒数を増やし、一軒当たりの費用・労務負担の軽減を図るということである。

村全体で「平等」に、負担を「少なく」して「大神楽」を実施するという原則は、祭場の変化や費用負担の方式など、「大神楽」の執行形態を変更させることにもつながった。この変化により、高度経済成長期以降の生業の変化、人口流出といった大きな危機にも対応できた。その一方、平等化を推し進めた結果、かつて「大神楽」が持っていた村落内身分の再生産、富の再分配の場という機能は、失われることとなった。

キーワード：荒神信仰 比婆荒神神楽 名 民俗芸能 伝承組織

- 一 問題の所在
- 二 近世の「名」と神楽―単独の「名」による「大神楽」の執行―
- 二 一 近世における「名」の規模
- 二 二 近世における神楽の執行形態
- 三 小規模「名」の【合同】による存続
- 四 本山三宝荒神社を【合祀】することによる存続
- 五 「名」と本山荒神信仰の【再編】による存続
- 五 一 「八鳥名本山三宝荒神」の創出
- 五 二 明治末の八鳥地区における社会変動
- 五 三 「八鳥名本山三宝荒神」の祭祀と「宮講」
- 六 戦後における「大神楽」の変容
- 七 結論

一 問題の所在

民俗芸能は、いかにして継続的に執行され続けられるのだろうか。本稿では、こうした命題を、芸能が伝承される地域社会の変動に応じ、従来の祭祀組織、信仰、儀礼を変容させて民俗芸能の存続を図ってきた、地域の人々の工夫に注目して考察を行っていく。

事例としては、広島県庄原市東城町・西城町に伝承される「比婆荒神神楽」を扱う。この神楽は、江戸時代初期から神職により執行されてきた。その後、明治三〇年頃に、神職が遊興的な神楽を舞うことを禁じた県知事布達が出され、神楽の執行方法に変化が起きた。それ以降、神職と村人たちにより結成された神楽社が合同で神楽を奉納するようになり、現在まで続けられている。

この地域には、「名」というまとまりがあり、「名」は彼らを招き、「名」毎に異なる七年・一三年・一七年・三三年に一度の式年で、四日四夜にわたる大規模な「大神楽」を開催している。「名」は、一つの本山荒神を共同で祀る祭祀組織であり、かつては、日々の生業・生活における共同作業の単位としても機能していた。地区により大きな違いがあるが、「名」は、一軒から一〇数軒の家で構成され、一つの村（大字）内には、多数の「名」が存在することが多い⁽¹⁾。

神楽を舞い、神事を行う「神職」と「神楽社」に対し、荒神の祭祀組織である「名」は、「大神楽」の依頼者であり、運営主体、主催者となる。「大神楽」は、この三者の協力のもと、「名」に祀られている本山荒神へ奉納されてきた。

さて、近年継続して「大神楽」を行なっているのは、三三年に一度の東城町粟田地区（「小室名」）、竹森地区（「岡田名」他一四名）、一二年に一度の西城町八鳥地区（「八鳥名」）、中野地区（「天野屋名」「上山根名」）、

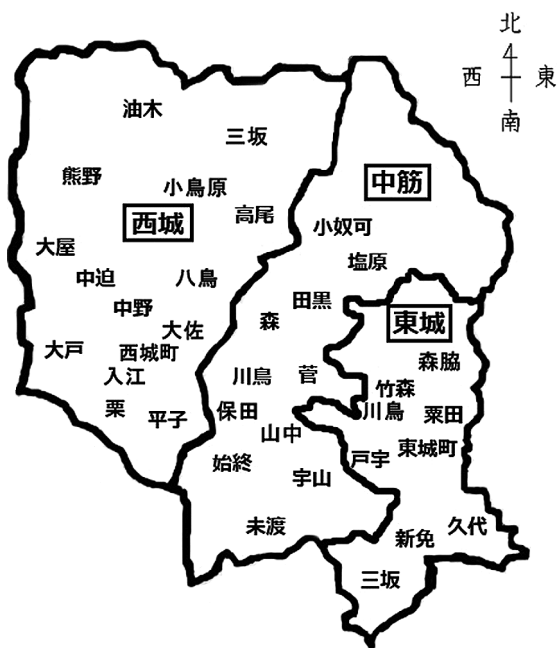


図1 東城町・西城町概略図

三坂地区（「町頭名」「永金名」）、熊野地区、油木地区、中迫地区だけである。表1を見てみると、高度経済成長長期までの西城町内では、一二年に一度の式年で多くの「名」（地区）で「大神楽」が執行されてきた。しかし、昭和五〇年ごろと、次の式年にあたる平成のはじめごろ、という二度の時期に、「大神楽」を実施する地区が大きく減少したことがわかる。

大規模な式年の「大神楽」は、多大な資金や人足が必要であり、「名」中の力を結集して行われる大事業であるため、近年は、何年かに一度の本山荒神の式年祭を、四日四夜の「大神楽」ではなく、より小規模な一日一夜の「神弓祭」の形式で行なう地区が増えている。また、「大神楽」を奉納してから三年目には、「同じ「名」で「御戸開き神楽」が行われるが、この「御戸開き」の神事を、「神楽」ではなく、規模を縮小して「神弓祭」で行う「名」もある。

「大神楽」を中止したり、規模を縮小して「神弓祭」を行う背景には、生業・生活の変化、人口流出といった、地域社会の大きな変化がある。これにより、「名」や地区は、「大神楽」を開催するさまざまな費用・労務負担を負いきれなくなったため、祭礼の規模を縮小せざるをえなくなった。

このように、「大神楽」が存続するには、「名」がその経済的・労務的な負担などを負いきれるかが、重要な分かれ目だったことがわかる。「大神楽」から「神弓祭」への規模縮小は、近年の事例であるが、それ以前にも「大神楽」の執行には、何度も継続の危機があった。その際「名」は、どのような工夫・変化をして、荒神祭祀を続けてきたのだろうか。以下本稿では、式年「大神楽」を継続して執行するための工夫に、三つの方法があったことを明らかにしていく。

本節の最後に、本論文の研究史上の位置づけを確認していきたい。現代における社会変動と民俗芸能の伝承母体の変容を扱ったこれまでの

研究は、管見の限り、二つに大別できる。一つは、文化財指定や観光化など、民俗芸能を取り巻く「現在の状況」が、伝承母体や芸能にどのような影響を与えたかを論じた研究（民俗芸能研究会・第一民俗芸能学会、一九九三）（俵木、一九九九）（橋本、二〇〇六）（橋本、二〇一四）である。二つ目は、高度経済成長やダム建設など、近現代に生じた社会構造や生活の変化に応じ、伝承母体を変容させながら芸能を伝承している事例を分析した研究である（中村、一九九五）（山田、一九九七）（倉光、一九九八）（澁谷、二〇〇六）。前者は、文化財指定や観光資源としての活用の影響など、伝承組織に加えられた「外部」からの刺激に注目することが多く、後者は、外部からの影響を受けた地域社会が、「内部」をどのように変え、対応していったかに注目する機会が多い。つまり、その注目するポイントに違いがあるのである。

ところで、本稿で扱う比婆荒神神楽も、鈴木正宗により「伝承を持続させるものとは何か」という命題が立てられ、現代における伝承の変容の問題が考察された。鈴木は、昭和三〇年代以降に比婆荒神神楽が、民俗学者、文化財行政、メディアなど外部との関わりの上で、外部を利用し、外部に利用されつつ、「大神楽」を存続させていく複雑な諸相を考察した（鈴木正宗、二〇一四）。先に整理した先行研究における考察ポイントの違いという観点から判断すると、鈴木正宗の論考は、「外部」からの影響に注目した研究であることがわかる。本稿では、それとは違い、地域社会の「内部」に注目し、神楽を継続するために伝承組織がとってきた工夫を明らかにしていく。

加えて本稿では、文化財などの影響を大きく受ける戦後だけではなく、現在の比婆荒神神楽の直接的な淵源にあると考えられる近世期の神楽まで考察の範囲を広げ、それが明治以降の近代、そして戦後においていかに変容していったのかを、長いスパンで考察することを目指す。このように、伝承組織の変容を、歴史的により深く追求することも、本稿の持

表1 戦後の式年大神楽執行状況

戦後の荒神式年大神楽執行状況（西城町内）	
地区名	開催時期
◎八鳥	昭和28年、昭和40年、昭和52年、平成元年、平成13年、平成25年
奥八鳥	昭和20年、昭和30年、昭和49年、昭和61年
入江	昭和26年
丑の河	昭和24年、昭和34年
下平子	昭和28年、昭和41年
小鳥原	平成22年（小神楽）
◎三坂	昭和25年、昭和38年、昭和50年、昭和62年、平成11年、平成23年
◎油木	昭和24年、昭和36年、昭和48年、昭和60年、平成9年、平成21年
大佐	昭和21年、昭和31年、昭和45年、昭和56年
奥名	昭和24年、昭和36年、昭和48年、昭和60年、平成12年
◎中野	昭和28年、昭和40年、昭和52年、平成元年、平成13年、平成25年
本町	昭和24年、昭和36年
亀崎	昭和25年、昭和56年
大戸	昭和25年、昭和56年、平成9年
大屋本谷	昭和42年
大屋寺谷	昭和25年、昭和41年
大屋黒谷	昭和24年、昭和40年、昭和54年
◎中迫	昭和25年、昭和37年、昭和50年、昭和62年、（平成11年）、平成23年
塩田	昭和47年
栗	昭和25年、昭和38年、昭和56年
福山	昭和40年、昭和53年
◎熊野	昭和26年、昭和50年、昭和62年、平成11年、平成23年

戦後の荒神式年大神楽執行状況（東城町内）	
地区名	開催時期
◎竹森	昭和54年、平成23年
◎栗田小室	昭和47年、平成16年
帝釈山中福田	昭和37年
帝釈山中鯉野	昭和40年
◎八幡	平成14年

※現在も継続して「大神楽」を執行している地区には、◎印を付した。

◆本表は、西城町八鳥白山神社故佐々木克治宮司作成のメモ、筆者が行った聞き取り調査、文献調査の成果を基に作成した。

つ研究上の新たな意義である。

また近年、民俗芸能の伝承組織を、舞や奏楽の担当者などの直接的に伝承活動を行う「伝承基盤」と、それを経済的・労働的に援助する「支持基盤」とに分けて考察することが試みられている(福田、二〇一〇)(俵木、二〇一一)。比婆荒神神楽の場合も、神楽を演じる神職と神楽社は「伝承基盤」に該当し、本稿で考察の対象とする「名」は「支持基盤」に相当すると考えることができる。こうした観点から、比婆荒神神楽における伝承組織を考察することは、演者の集団(＝「伝承基盤」)に注目することが多かった従来の伝承組織論を再考する意味も持つだろう。

二. 近世の「名」と神楽—単独の「名」による「大神楽」の執行—

二. 一 近世における「名」の規模

本稿の考察対象である「名」と呼ばれる祭祀組織は、近世にはどのような形態で存在し、「大神楽」はどのように行われていたのだろうか。「名」の変化・変容の問題を扱う前に、本節では以上の課題を設け、先行研究の成果と、地域に残された数少ない資料に基づいて、変化する以前だと考えられる「名」と大神楽の形態を簡単に考察していきたい。

先行研究者の藤井昭は、中国地方に祭祀組織として伝承される「名」を、「宮座の名」と「荒神名」に区別して論じた。そして、中世の荘園鎮守社と結びついた「宮座の名」が、近世村の成立と村を氏子範囲とする神社の勧請によって形骸化する一方、近世移行期には、農業を再生産していくのに必要な神々を祀るための「荒神名」が生み出されてきたと考えた(藤井、一九八七、五二七～五二七)。

本稿で焦点を当てているのは、近世期に展開したと考えられている「荒神名」である。藤井は、東城町戸宇神社朽木家に蔵される、奴可郡戸宇村内に所在する「名」と「名」内に祀られる神々を書き出した台帳である「名内神数帳」(宝永三(一七〇六)年)を基に、現地調査を行って、

近世期における戸宇村の「荒神名」の姿を復元した。藤井が作成した図2を見ると、当時の戸宇村内には、資料における記載順に付された番号によると、一の宮脇名から六〇の大掛名まで六〇の「名」が存在しており、狭い範囲をその領域とする「名」が多数存在していたことがわかる。

その他、近世期の「名」の実態がわかる資料として、西城町天戸神社御崎家蔵の「旦家神社帳」(岩田、一九八八)がある。書写年の記載は

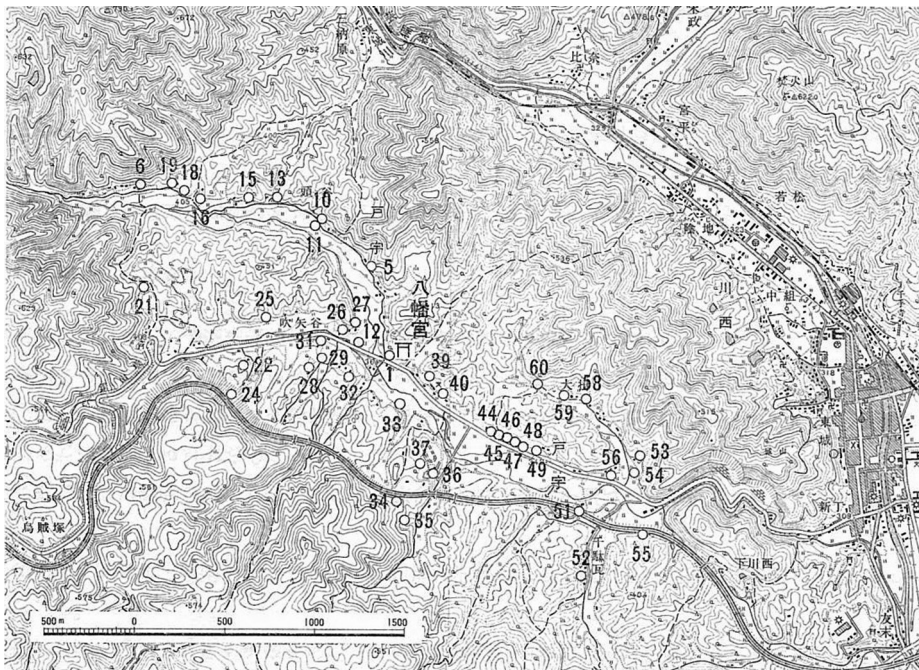


図2 備後国奴可郡戸宇村荒神名分布図(藤井、一九八七、四三〇)

ないが、明和三（一七六六）年に吉田官位を得た御崎市正が書き残したもので、近世中期の資料であると推定されている（岩田、一九八八、二三）。この資料には、その当時御崎家が祭祀を受け持っていた旦家（御崎家が神祭祀を受け持つ家、つまり「檀家」をあらわすと考えられる）と神々が、「名」を単位として書き上げられている。記載されているのは、奴可郡大佐村・平子村・八鳥村の一部に所在していた「名」であるが、そのうち八鳥村の「名」について見ていきたい。「旦家神社帳」には、八鳥村の旦家（檀家）として、①猿楽名②倉元名③荅屋名④道ノ下名⑤前門名⑥手平名⑦好方名⑧近盛名⑨シヲノシリ（塩尻）名⑩為谷名⑪上高下名⑫下高下名⑬竹ノ下名⑭竹ノ上名⑮乍原名、以上の一五「名」が挙げられている。筆者は、自身の聞き取り調査の成果と先行研究者の田地春江の調査記録（田地、一九八四c）（田地、一九九〇）を基に、現在伝えられている屋号・地名・神名から、一五の「名」の所在地を推定した（図3参照）。これを見ると、八鳥地区でも、非常に細分化された小さな「名」が存在していたことがわかる。

資料の限りがあり、二つの事例しか確認できなかったが、近世期の「名」の多くは、これまで確認してきたような小規模な「名」であったと考えられる。

二二 近世における神楽の執行形態

次に、近世期の神楽について確認していく。先行研究者の岩田勝は、奴可郡（現庄原市東城町・西城町）の隣の恵蘇郡（現庄原市高野町・比和町・口和町）に伝承された近世前期（慶長年間）の資料⁽²⁾に、「湯立て・浄土神楽・荒神舞」という三種類の祭儀の存在が確認できることから、奴可郡でも現在の比婆荒神神楽と関係を持つと考えられる。「荒神舞」と神楽によって死霊を供養する「浄土神楽」と「湯立て」の三部立ての祭儀が行われていたと推測している（岩田、一九八三、三二一）



図3 八鳥地区の「旦家神社帳」に記された「名」の復元図

①～⑮の数字で「名」の所在地を示した。（③と⑥は不明）

本図は、国土地理院が公開している「地理院地図」(<http://maps.gsi.go.jp/index.html#5/35.362222/138.731389/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j010u0f0>)（2016年9月20日）をもとに、筆者が加筆して作成した。

三三三）。

また、東城町戸宇神社朽木家蔵「神社勧請本」（宝永五（一七〇八）年）の「神殿神楽ノ神事次第事」（東城町教育委員会、一九八二、六二二～六三二）に記載された神楽の次第が、現行の神楽の次第とほとんど変わらないものであることから、近世を通じて荒神に対する神楽が、現在の「大神楽」と大きく変わらない形で行われ続けてきたと考えられている

(岩田、一九八二、八八～九一)。

こうして近世初期から行われてきたと考えられる「大神楽」であるが、東城町戸宇神社朽木家に蔵される、朽木家が執行してきた戸宇村内の「大神楽」の記録である「三宝大荒神 神楽覚之日記」(東城町教育委員会、一九八二、六九〇～六九七)によると、寛文三(一六六三)年から宝永六(一七〇九)年までに、戸宇村内の各「名」で、合計四八回の「大神楽」が開催されていた。この資料に注目し、「名」毎の執行回数を整理した藤井昭は、四七年間のうちに、「大神楽」を二回執行した「名」が九つ、一回執行した「名」が三〇あり、戸宇村に存在していた六〇「名」のなかには、荒神神楽を執行しえない「名」が多かったことを指摘している(藤井、一九八七、四四〇)。このように、必ずしもすべての「名」で「大神楽」が行われていたわけではないが、一つの村では、計算上一年に一度は、どこかの「名」で「大神楽」が行われていたことがわかる。

ほかに、当地の近世末の実態を知ることが出来る資料としては、文政八(一八二五)年に広島藩が作成した地誌『芸藩通志』を作るため、藩内の村々に提出させた記録である「国郡志御用二付下しらべ書出帳(以下「書出帳」と略す)³⁾」が残されている。奴可郡川東村(現東城町川東地区)から出された「書出帳」には、以下のように、村々で行われていた神楽のことが記載されている。

扱又としニ寄申候而社人江相頼、荒神神楽とて百姓手元困窮なからも、三・五年振、折々作方相応之年、氏子銘々初穂米少々宛出し合、地荒神祭仕候。

(東城町、一九九四、四四七)(※句読点は筆者による)

当時は、現在のように式年ということではなく、作柄が良い時に資金を出し合い、社人を頼んで「荒神神楽」を執行していたことがわかる。

このように、盛んに執行されていた近世期の「大神楽」は、どのような規模で、いかにして行われていたのだろうか。当時の執行形態を、神楽を舞ったり神事を執行する「伝承基盤」と、経済的・労務的な負担を負う「支持基盤」とに分けて見ていきたい。ここでは、東城町白鬚神社森中島家が所蔵する神楽関係の資料を基に論じていく。

まず、「支持基盤」である「名」について確認する。安永五(一七七六)年の「鳶屋名峠名荒神々楽神数受引控覚帳」(東城町教育委員会、一九八二、八〇八～八一一)には、願主として八人の名前が記されている。また、文政元(一八一八)年の「茶屋神楽神数覚帖」(東城町教育委員会、一九八二、八〇四～八〇八)には、この神楽に参加した願主として八人の名前が見える。後述するように例外はあるが、近世期には、一〇軒にも満たない人数で構成された小規模な「名」により、「大神楽」が奉納されていたことがわかる。

次に、「大神楽」に舞手や神事の執行者として参加した神職などの「伝承基盤」について、神楽の配役帳や各人に分けられた報酬などを記した記録類で確認していく。文化九(一八一二年)の「広重名神楽役定官名帖」(東城町教育委員会、一九八二、七九二～七九四)には、一八名の神職、同じく文化九年の「湯谷名神楽役定人別帖」(東城町教育委員会、一九八二、七九四～七九六)には、一六名の神職の名前が記載されている。さらに、弘化四(一八四七)年の「湯谷名荒神々楽役割覚帳」(東城町教育委員会、一九八二、七九七～八〇〇)には、合計二四名の神職の名前が記されている。具体的に見ていくと、引受神職の中島播磨のほか、菅村の木山隠岐など近隣の中筋地域の神職だけでなく、大佐村の御崎薩摩や佐々木信濃など西城地域の神職、粟田村の広田出羽などの東城地域の神職も参加していた。

現在の「大神楽」でも、その「名」の祭祀を担当する引受の神職を中心に、近隣の神職と神楽社の人々が参集し、協力して神楽が執行される。

平成二五年に執行された西城町「八鳥名」の「大神楽」では、夜通し神楽が演じられる本神楽の時には、引受の佐々木宮司ほか、西城地域と中筋地域から七名の神職が参集し、東城町竹森地区に本拠を置く比婆荒神神楽社から舞手が七名参加した。このように現在の「大神楽」における神事と神楽舞の執行は、神職と神楽社合わせて一五名により行われており、先に確認した近世の事例とそれほど変化していないことがわかる。それに対し、「大神楽」の執行形態における大きな変化は、祭場の準備や経済的な支出を負担する「支持基盤」である「名」の側に生じた。次節からは、小規模な「名」が単独で「大神楽」を執行していた形態が、いかに変化していったのかを確認していきたい。

三. 小規模「名」の【合同】による存続

西城町八鳥は、中国山地の中央部に広がる海拔三五〇メートルほどの村落で、西城町の中心部より約四キロメートルの地に位置する。藩政期には奴可郡八鳥村であり、明治二二（一九八九）年に奴可郡美古登村の一部となった。それ以降、比婆郡西城町を経て、平成一七（二〇〇五）年より庄原市西城町に属している。地区の東・北・西は山に囲まれ、東境の大草谷山から流れ出る八鳥川が形成した大きな谷筋沿いに集落が広がり、西城川とぶつかる南は隣の大佐村と接している。地区は、かみようかいち しもようかいち上八日市・きよまさ おんち下八日市・ひな ないきやう清正・しげくにだに隠地・ほろ日南・おぼらだに内京・おぼらだに小原谷・おぼらだに重国谷・おぼらだに法京寺・おくぼつとり奥八鳥の一〇組（それぞれは「組内」「常会」とも呼ばれている）に分けられ、現在約百軒、三百人ほどが暮らしている。

八鳥地区の北端に位置する奥八鳥組は、一つの大きな谷沿いに広がる他の九組とは、集落の立地条件が異なっている。奥八鳥の集落は、谷間を流れる西城川と里山との間に広がる狭い土地に展開しており、そうした小集落が集合して奥八鳥組を構成している。奥八鳥組の東端を通る道は、日本海側の米子まで通じる伯耆往還であり、二重坂を通じて他の九

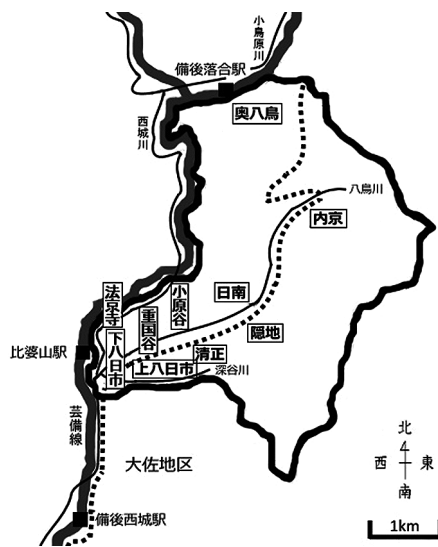


図4 西城町八鳥地区概略図

組とつながっていた。また、昭和一〇年に鉄道が敷設されると、奥八鳥の中心には備後落合駅が設けられ、陰陽連絡線の乗り継ぎ駅として多くの客で賑わいをみせていた。加えて、駅前では旅館が営業していたほか、国鉄の職員寮があり、多くの住民が住んでいた。しかし、備後落合駅は、昭和の終わり頃から、モーターゼーションの浸透により、優等列車の設定がなくなると無人駅となり、それとともに奥八鳥も山間の静かな集落に戻っていった。

奥八鳥は、西城川を隔てて、東は高尾地区、北は小鳥原地区、西は熊野地区に接するため、旧美古登村である八鳥地区の他の九組よりも、橋を隔てた対岸の旧八鉾村との関係が深かった。その影響もあって現在奥八鳥は、他の九組とは郵便番号が違ったり、本来の学区とは違う対岸の小鳥原小学校へ通うことも許されている。

こうした地理的な状況もあり、奥八鳥組は、他の九組とは独立して本山三宝荒神の祭祀（「大神楽」「御戸開き神楽」）を行ってきた。奥八鳥組には、「明賀名」「中ノ原名」「石塚名」の三社の本山三宝荒神が祀られている。

それでは、奥八鳥において本山三宝荒神に対する「大神楽」は、どのように行われてきたのだろうか。筆者は、「明賀名」と「石塚名」の本山三宝荒神祠内に納められている棟札を調査することができた。それによると奥八鳥では、大正九（一九二〇）年に「大神楽」、昭和九（一九三四）年に「大神楽」、昭和二〇（一九四五）年に「大神楽」、昭和三〇（一九五五）年に「大神楽」、昭和四九（一九七四）年に「大神楽」、昭和六一（一九八六）年に「大神楽」、昭和六三（一九八八）年には「御戸、開き、神弓、祭」、平成一〇（一九九八）年に「年、番、神弓、祭」、平成一二（二〇〇〇）年に「御戸、開き、神弓、祭」が行われたことがわかった。昭和三〇年以降の開催に際した棟札が、「明賀名」と「石塚名」の本山三宝荒神社の双方に納められていることから、少なくとも昭和三〇年以降は、奥八鳥地区の三つの「名」が合同して、奥八鳥組として「大神楽」を奉納してきたことがわかる。その後、昭和六一年に行われた「大神楽」を最後に、神楽での祭祀は行われなくなった。

さて、昭和五〇年頃から八鳥地区の調査に入った田地春江は、奥八鳥の「名」と荒神祭祀の変遷を以下のように報告している。

ここには三つの本山荒神があり、石塚は二軒、中ノ原も二軒、明賀は四軒が本来の氏子であった。地形上の制約から家数もふえず、古くからのしきたりそのままに、二〇数年前までは毎年の地祭りを中心として、頭中心に個別に行い、一三年毎の大神楽を合同で挙げていた。その後毎年の祭りも合同でするようになったが、石塚には新しく入った松崎家が、中ノ原には駅前商店が二軒加わり、さらに二重坂地区が加入して合計一三軒を氏子とし、当番を平等に順送りするようになった。（田地、一九八三、五八）

かつては、数軒の家により構成された「名」毎に荒神祭祀が行われてい



図5 石塚名本山三宝荒神の祠



図6 明賀名本山三宝荒神社に納められた大正五年の大神楽執行神璽

たが、昭和三〇年頃から三つの「名」が【合同】し、新たに拓かれた二重坂地区の家も仲間に入れ、「名」ではなく地縁に基づく自治会組織である「組」を単位として、荒神祭祀を行なってきたことがわかる。

田地の報告からおよそ三〇年後の現在、奥八鳥では、「組」全体で毎年の「地祭」を行い、そのなかで「明賀名」「石塚名」の本山三宝荒神が共同で祀られている。「中ノ原名」の本山三宝荒神は、祠が立つ土地の所有者であり、祭祀責任者である「地頭」を務める家が、宗教上の理由から奥八鳥組の「地祭」に参加しなくなったため、祀られることがなくなった。また、「明賀名」「石塚名」の氏子の中からは、庄原市外や西城町の町場へ転居する家が多く出ている。奥八鳥組には、田地が調査した三〇年ほど前には一三軒の家があったが、家数が半分以上になってしまっているのが現状である。このような過疎化が進んだ現状では、大規模な「大神楽」を行うのは非常に困難である。

以上見てきたように、奥八鳥組では、数軒の家によって構成される小規模な「名」が伝承されている。このような本山三宝荒神毎に形成された小規模な「名」の姿は、東城町・西城町において、多くみられる一般的な事例である。たとえば、隣村である西城町小鳥原地区（旧小鳥原村）には、一七の荒神社があり、それぞれを祀る「名」がある。この「名」は、それぞれ一軒から一五軒の家で構成されていた。また、東城町内の「名」について、昭和五七年に調査された成果によると（東城町教育委員会編、一九八二年、一四六～一五三）、竹森地区（七三戸）には、一三の「名」が存在していた。この場合、一つの「名」は、平均五軒ほどの家で構成されていたことになる。

こうした小規模な「名」が、多大な負担が必要とされる「大神楽」を行う場合、奥八鳥組のように【合同】することが一つの工夫であった。【合同】して、祭祀に参加する戸数を増やし、一軒あたりの負担を低減する工夫は、他地区の事例でも見られる。

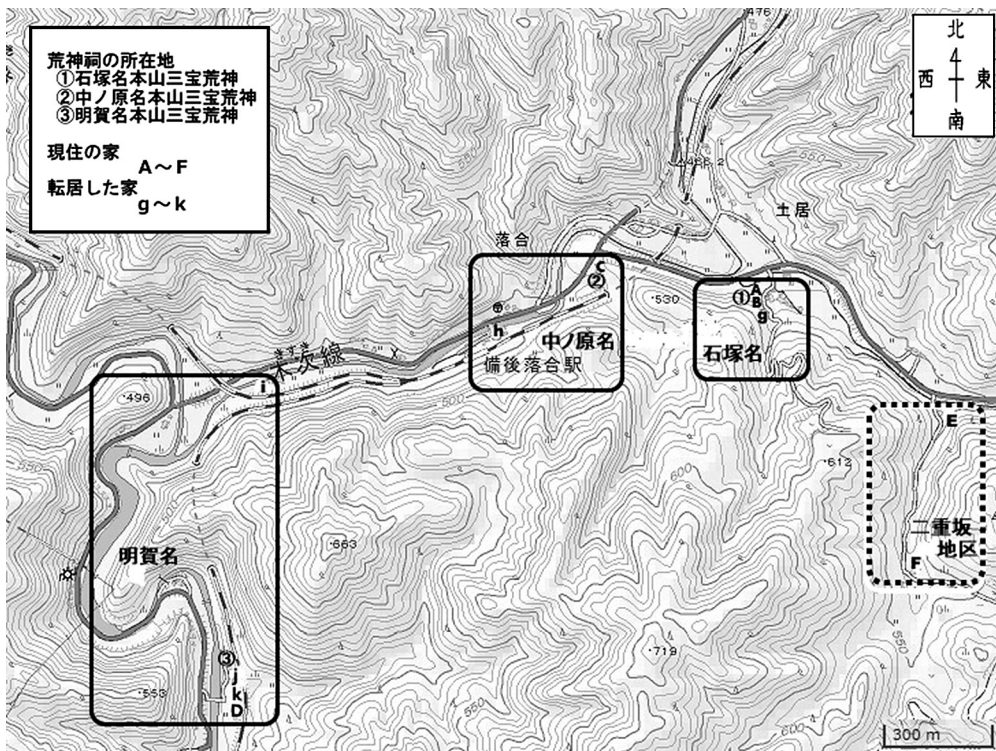


図7 奥八鳥組における「名」の概念図

本図は、国土地理院が公開している「地理院地図」(<http://maps.gsi.go.jp/index.html#5/35.362222/138.731389/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0I0u0f0>) (2016年9月20日) をもとに、筆者が加筆して作成した。

たとえば、西城町中迫地区（奴可群中迫村）では、田口名（上組）・尾崎名（中組）・藤ヶ原名（下組）の本山三宝荒神に対する式年祭を、平成一一年にはそれぞれ別箇に「神弓祭」として行っていた。その後、平成二三年の式年に際しては、中迫地区の三「名」（一〇数軒）に加え、同じ大屋川の右岸に位置する大屋地区の上三田名（三田組・五軒）・国上名（黒谷組・九軒／二本柄組・二軒）の二社の本山三宝荒神を合わせ、合計五社の本山三宝荒神に対し、【合同】で年番大神楽を行なった。中迫地区の「名」がそれぞれ単独で式年祭を執行した平成一一年では、「大神楽」を行わず、五つの「名」が【合同】した平成二三年には「大神楽」を行なったということは、【合同】して祭祀に参加する戸数を増やすことが、民俗芸能を伝承する上で効果的な施策であることを示している。

また、東城町竹森地区の場合、平成二三年に行われた「大神楽」に際しては、近世期に庄屋を務めた家が名頭を務める「岡田名」を中心に、近隣一四の「名」が加わり、合計一五社の「〇〇名本山三宝荒神」がそれぞれ迎えられて「大神楽」が行われた。このような、有力な「名」の式年「大神楽」に際し、近隣の他の「名」が願い出て一緒に参加する執行形式のことは、「添名」と呼ばれている。

こうした「添名」の形式は、近世末の資料にも見出すことができる。先に確認した東城町森地区白鬚神社中島家蔵「兼清名荒神々楽入用物覚」（文化一四年・一八一七年）は、「兼清名」で行われた「大神楽」における物資および収支の記録であるが、資料中には「向野尻名添神楽」との記載がある（東城町教育委員会、一九八二、八〇三）。これは、難波宗朋が指摘するように（東城町教育委員会、一九八二、七九〇）、「兼清名」の式年大神楽に際して、「向野尻名」の本山三宝荒神も同時に祀ってもらったということを示している。「添名」「添神楽」という形式が、近世末まで遡るということは、「名」が【合同】して「大神楽」を開催することの有効性が、古くから認識されていたということであった。

これまで見てきたように、東城町・西城町で多く見られる数軒から一〇数軒の家で構成される小規模な「名」は、「大神楽」を執行するために、【合同】という工夫を実践していた。

次節では、【合同】とは違った方法で、荒神祭祀を継続させることを選んだ地域の事例を見ていく。

四．本山三宝荒神を【合祀】することによる存続

明治期における神社合併政策は、明治初期と明治末の二度通達され、実施された。明治初期の広島県においては、明治一〇年一月二二日出された「広島県布達第四号」⁴、同年一月二九日出された「広島県布達第一六号」を嚆矢として、明治一三年「広島県布達第一〇三号」、同年「広島県達丁第一六号」、明治一五年「広島県布達第五号」と、数度にわたって神社合併を推奨する布達が繰り返し出されたが、それほど徹底した神社合併は行なわれなかった。

それに比べると、明治末の神社合併政策は、備北地方の神祇祭祀にも大きな影響を与えた。この時期の神社合併政策は、府県社、郷社、村社に対して公費で幣帛料を出せるとした「府県郷社ニ対する神饌幣帛料ノ供進」（明治三九年五月勅令第九六号）と、経営が困難になっていく社寺の合併を奨励し、元社地（官有地）を合併先の社寺へ譲与することを認めた「神社寺院仏堂合併跡地ノ譲与ニ関スル件」（明治三九年八月一〇日勅令第二二〇号）という、明治三九年に内務省神社局の主導により発布された二つの勅令に端を発している。

全国に向けて出された勅令を受け、明治三九年九月七日には、広島県知事から郡・市役所・町村役場に対し、社寺仏堂の合併を奨励する訓令（「広島県訓令甲第二二一号」）が出されている。その内容は、まず、規模が小さく祭祀者を常置することのない神社仏堂が荒廃しているのは、「経費ノ負担ニ堪ヘサルニ起因」するものであり、「国民ヲシテ神仏ニ対ス

ル威念ヲ薄弱ナラシムルノ素因」になることを述べる。加えて、神社に
関しては、先に示した勅令「府県郷社ニ対する神饌幣帛料ノ供進」などで、
国家が神社を支えることを法令上に表したのだから、「維持ノ法確立セ
ス、由緒亦詳ナラサル矮小ノモノヲシテ独立セシムルハ、自ラ墮廢ヲ招
ク所以」であり、国民を敬虔ならざる道へ導くことになる」と説かれた。
その後、以下のように、社寺を安定的に経営させ、神仏に対する敬虔の
念を育むことは、国家の利益となるので、社寺の合併を奨励することが
示された。

此際便宜合併ヲ行ヒ、以テ将来存置スヘキモノ、設備ヲ完全ナラシ
ムルト同時ニ財産ヲ増加セシメ、之レカ維持保存ニ遺憾ナカラシム
ルヲ期スヘシ。斯ノ如クニシテ氏子壇信徒等ノ負担ヲ軽減シ、且ツ、
社寺仏堂ノ尊嚴ヲ保チ国民ヲシテ益々敬虔ノ念ヲ厚カラシメ、国家
ヲ裨益スルコト多大ナリトス。本年勅令第二百二十号ヲ以テ、神社
寺院仏堂合併跡地無代下付ノコトヲ發布セラレタルモ、全ク如上ノ
主旨ニ外ナラサルナリ。之ヲ要スルニ、社寺仏堂ノ合併ヲ奨励シテ、
之レガ維持保存ノ方法ヲ強固ナラシムルノ途ヲ講スヘシ。殊ニ仏堂
ニ在リテハ、其管理ノ寺院、若クハ最寄寺院へ合併セシムルカ、又ハ、
寺院境内ニ移転シテ境内仏堂ト為サシムルノ方法ヲ図ルヘシ。

(史料の引用に際し、旧字体を新字体に直し、句読点を付した)

以上のような、中央から出された、無格社の合併を奨励し、村の氏神
社へ合祀させる意図は、本稿で問題とする広島県備北地方にも影響を及
ぼしていた。

たとえば、東城町小奴可地区(旧小奴可村)では、小奴可村の祭祀を
司る神主の中島幣真氏が主導して、村氏神社である奴可神社に、村内で
祀られていた社や小祠を合祀することが行われた。具体的には、明治

四二年に八幡神社、吉備津神社が合祀され、大正元年には天満宮、山王
社が奴可神社へ合祀された。さらに大正四年には、旧八幡神社跡地(奴
可神社現社地)に奴可神社の新社殿を建立して、同村内の字妙見(旧社地)
より遷座が行われた⁽⁵⁾。こうした村内で祀られていた社の合併が進め
られるなかで、村氏神の奴可神社境内には、「合併社」が設けられ、地
区内の二八「名」でそれぞれ祀られていた二八社の本山三宝荒神も合祀
された。

また、西城町八鳥地区の隣に位置する大佐地区(旧大佐村)でも、明
治末から大正初めにかけて大規模な神社合併が行われた。大佐村の神社
合併に関しては、地元の郷土史家黒田正の詳細な研究がある(黒田、
一九九五)。彼によると、大正三年から四年にかけて、村社の天戸神社
の境内を拡張整備して拝殿を新築する事業が行われ、これを機に小祠の
合併が一気に進んだという。現在、村社の天戸神社拝殿奥の鴨居の上には、
小型の祠が二〇基設けられており、その内には、村内の各所で小祠
として祀られていた三四社の、元の祭り主の名前と神名が記された棟札
が収められている。また、大佐地区には、「馬場竹ノ上名」と「原田屋名」
があり、それぞれの本山三宝荒神を祀り、一二年に一度の式年で「大神楽」
を奉納していた。この二社の荒神は、天戸神社境内に祠が設けられ、二
社合わせて大佐地区の本山三宝荒神社として祀られている。

こうした神社合併が、いかにして行われたのかを具体的に伝える聞き
取り調査の成果を、黒田は報告している。

昭和九年まで大佐下組に住んでおられた代田時一氏(現在は中野亀
崎に住・明治四十一年生)の談によると、同家の傍に祀つてあつた
荒神祠が氏神社へ合併されたのは、拝殿が出来上つて(大正四年)
から間もない時期であつたと言われる。同氏が子供の時分であつた。
「合併の時には、神官が束帯に白いマスクをかけて、御神体を白木

錦に包んで天戸神社へ上って行った。多くの子供達が、珍し半分にぞろぞろとついて歩いたそうである。

又御崎好博氏（現天戸神社宮司）が、故人の松上誉一氏から聞かれた話によると、「合併は一年のうちに多く行われた。氏子達の都合で日時はまちまちであったけれども、何といつても昔から祀られてきた神様の遷宮のこと故、礼服着用の上太鼓をたたきながら、行列を作って氏神社へ上って行った。（黒田、一九九五、三六）」

神社合併が、地域の一大事として、神職と氏子たちにより行われていたことがわかる。

以上見てきた東城町・西城町での神社合併は、それぞれの地域で実行に差が多くあった。たとえば東城町粟田地区では、地域内に祀られている荒神などの小祠だけではなく、朝倉神社、大守神社、土佐森神社、桜森神社といった谷毎の氏神も、地区全体の村氏神へ合祀されることはなかった。また、神社合併を押し留めようとする声は、合併が大規模に進められた地区である東城町森地区白鬚神社の中島固成宮司からも出されていた⁽⁶⁾。

しかしながら、確認してきたように「名」にとって最重要である「本山三宝荒神」を、村氏神の社へ【合祀】することを選んだ地区もいくつかあった。それでは、「名」で祀られていた「本山三宝荒神」を村の氏神社へ【合祀】することは、従来行われていた荒神祭祀にどのような影響を与えたのだろうか。

先に言及した東城町小奴可地区では、地区内の二八名でそれぞれ祀られていた二八社の本山三宝荒神は、村氏神の奴可神社境内に集められ、一つに合祀された。この合祀を行う際に地区では、合祀された本山三宝荒神に対し、毎年村氏神の奴可神社拜殿にて、地区全体で一日一夜の「宮神楽」を奉納することを約束したという。これにより、「名」毎に式年

で四日四夜「大神楽」を奉納することはなくなったが、形を変えながらも荒神祭祀が継続されることとなった。

また、西城町大佐地区では、本山三宝荒神の式年祭（「大神楽」「御戸開き神楽」「神弓祭」）は、大佐地区全体、つまり旧村単位で執行される行事となり、昭和五六年まで「大神楽」の形式で、二社の本山三宝荒神に対して行われてきた。その後、次の式年である平成五年からは、「神弓祭」の形式で式年の祭りを行っている。

以上見てきたように、それぞれの「名」で祀られていた本山三宝荒神を【合祀】するという選択を選んだ地区も、小規模な「名」から「地区（村）」へと荒神祭祀の執行主体を変化させたことで、「大神楽」に参加する軒数を増やし、一軒あたりの負担を低減する工夫をしていた。

しかし、【合祀】をしたといつても、もともとあった「名」の存在を忘れたというわけではない。たとえば、二社の本山三宝荒神が【合祀】された場合、合併された本山三宝荒神社の式年祭に際して、荒神の化身とも考えられている藁龍が二体奉納されるといったように、もともとの「名」の存在は強く意識されている。

けれども、従来存在していた「名」のあり方を壊して、完全に新たな「名」を創出するという方法で、荒神祭祀を継続させている事例もある。次節では、こうした「名」と荒神信仰の【再編】がいかにして行われたのかを確認していきたい。

五. 「名」と本山荒神信仰の【再編】による存続

五. 一 「八鳥名本山三宝荒神」の創出

西城町八鳥地区では、藩政期の旧八鳥村の領域のうち、奥八鳥組以外の九組が合同して「八鳥名本山三宝荒神」に対して「大神楽」を奉納している。「大神楽」は、一三年に一度の式年で行われ、巳年に「大神楽」、未年に「御戸開き神楽」が行われており、昭和二八年、四〇年、五二年、

平成元年、一三年、二五年に「大神楽」が催行された記録が残っている。

「大神楽」では、本山荒神を中心に参加する集落内のすべての神々を迎えるのが旨であるが、八鳥地区の場合、祭儀の中心となるのは、「八鳥名本山三宝荒神」と氏神「白山神社」である。現在「八鳥名本山三宝荒神」は、高盛神社、魂守神社とともに白山神社の境内に祠が移され、境内社となっている。この二社の神に対しては、神職とそれぞれの「地頭」が社まで赴き、御神体を迎えてくる「荒神迎え」と「氏神迎え」が設けられ、二社の御神体が神楽場へ迎えられる。地区内の各組で一軒から数軒により祀られている本山三宝荒神、三宝荒神は、「荒神迎え」の形式で神楽場に迎えられないのが八鳥の「大神楽」の特徴である⁽⁷⁾。また、神事においても氏子から選ばれた白山神社の氏子総代とともに、二人の「地頭」が代表となって執り行われる。「八鳥名三宝本山荒神」の「地頭」は、小原谷組の「三重」坂野家が、氏神白山神社の地頭は、重国谷組「宮の前」井上家が務めている。

このように八鳥地区(九組)では、村を単位とする大きな「名(八鳥名)」が新たに創出され、村を代表する「本山荒神」に対して「大神楽」が奉納されている。八鳥地区(九組)には、これまで見てきた数軒により構成される小規模な「名」は存在せず、大規模な「八鳥名」しかないと認識されている。このことは、他地区には見られない、八鳥地区の大きな特徴である。それでは、この「八鳥名本山三宝荒神」はいかなる神と捉えられているのだろうか。

現在「八鳥名本山三宝荒神」は、八鳥地区中から信仰されているが、白山神社境内に移祠されるまで、小原谷組「三重」坂野家の裏山の中腹に祀られていた。「八鳥名本山三宝荒神」の旧社地を所有していることから、移祀された後も「三重」家が、祭祀責任者であり、祭祀における代表者である「地頭」を務めている。

ところで、八鳥地区の神祭祀を代々担ってきた大佐の社家佐々木家が



図8 白山神社境内の「八鳥名本山三宝荒神」の祠(中央)、後ろの木には藁龍が巻き付けられている

蔵する、明治六年八鳥村の「神社取調控帖」には、氏神白山神社、二宮大歳神社をはじめ、八鳥村内二五社の祭神・祭日・祠の大きさ・社地の広さなどが書き上げられている。この台帳では、社の所在地が、「畑」天満宮、「極楽寺」秋葉宮、「下の瀧」地神社というように、社の名称の前に屋号・地名が冠されるかたちで記されている。それを手掛かりに、「神社取調控帖」に記載された神々が八鳥村内で祀られているどの神にあたるのかを推定すると、この台帳には、八鳥村内に祀られていたさまざまな神々のうち、「地頭」が個人で祀る神ではなく、村や組、近隣の数軒などによって祀られる、比較的広く信仰を集めていた社が選ばれて書上げられていることがわかる。そのなかに、氏神白山神社、二宮大歳神社、高盛神社、稲荷神社、「原」大仙社に続く六番目に、「三重」家の土地に鎮座する神として、「地神」が登場する。

一、地神^(三重) 竪三尺横三尺

祭神 須佐雄命

祭日 三月式九日

社地 竪三間横式間^(マ)

「神社取調控帖」では、一三社が「地神」として記載されているが、これら一三社の祭神は、一〇社が須佐雄命、三社が大山祇命とされている。明治以降、由来のはっきりしない小祠に祭神として記紀神話の神が当てられていくなかで、荒神をスサノオとする事例が多くあることや、現在の八鳥地区における祭祀状況を参考に、「地神」が何の神を示しているのかを推定すると、それぞれ荒神と山の神に当たると考えられる。これらより、明治初期の段階では、「三重」坂野家の地内に荒神が鎮座していたことがわかる。また、「三重」家が祀る当時の荒神祠の大きさは、縦横三尺（＝約九一センチ）であり、縦横二間（約三六メートル）四方の大きさであった氏神白山神社や、五尺（約一・五メートル）四方の二宮大歳神社と比べても、特別大きなものではなかった。このように、祭祀場所、祠の大きさなどから見ても、明治初期の「八鳥名本山三宝荒神」は、現在のような村レベルの信仰を得ていたとは考えにくい。

その後、なんらかの事情があつて、「三重」坂野家が祀っていた「本山三宝荒神」は、明治末頃に、白山神社境内へ移祠された。この「八鳥名本山三宝荒神」の移祠に関し、先行研究者の田地春江は、現在では確認することのできない興味深い話を報告している。

小原谷には明治の合祀まで、二の宮大歳大明神と本山三宝荒神があつた。荒神の地頭は「三重」で、この家は大歳さんの鍵取りでもあつたらしい。百年ほど前の戸主マスゾーの時、氏神総代の寄合で拝んでいる最中に、重国谷総代の法印四丹ホウエイが「マスゾー覚え知っ

たか、ひとの社木を切つてその金を使いおつた」となじつて御幣でマスゾーの頭を打つた。マスゾーは「恐れ入りました。山も社も村に出します」と言つて謝り、荒神屋敷のほんの一隅を残して山を村のものとした。社は後に氏神境内に移り、土地は坂野家で買い戻して現在も地頭である。この荒神は村の本山荒神といわれて一五年毎に村中で大神楽をあげるが、上述の事件以前も村の本山とされていたものかどうかはやや判然としない。（田地、一九八三、六〇）

小原谷組「三重」坂野家が祀る「本山三宝荒神」をめぐる、なんらかの事件が起きたことが記されている。しかし、合祀された経緯に関して、現在聞き取り調査でこれ以上の情報を得ることはできない。また、田地春江も、「三重」の荒神がどうして村を代表する本山荒神とされたのかについて、明確な答えを出していない。そのため、この事件が起きた明治末という時代背景から、「三重」坂野家が祀る「本山三宝荒神」が、「八鳥名本山三宝荒神」となつていった事情を考えてみたい。

五、二 明治末の八鳥地区における社会変動

前節で確認したように、明治末に出された無格社合併政策の影響は、東城町・西城町にも及んでいた。「八鳥名本山三宝荒神」が村氏神の白山神社へ合祀されたのも、神社合併が奨励された明治末である。こうした時代の風潮が影響を与えた可能性も考えられるが、それ以上に八鳥地区にとって大きな意味を持ったのは、大地主であり地域の中心人物であった「平河内」平田家が、自身が祀っていた荒神を他家へ預け、村外へ転出したことであつた。

平田家がそれまで祀っていた三宝荒神の社は、同じ重国谷組の一員である「重国」重原家が祀る三宝荒神の隣に移転され、重原家にその祭神が任されたことが明治四二年の棟札に記されている。

(表)

修理固成

奉移轉三宝荒神社 社掌佐々木雄喜

光華明彩

(裏)

明治四拾貳年 頭主重原小市

一天泰平社頭康榮家内安全祈

巳酉十月七日 元平田專吾祭り来ノ社、当家地内御山草山ニ鎮座ノ

処、□年移轉シテ重原ニ引受ケ

こうした明治末に起きた大地主の村外へ転出という、村落内の社会関係の大きな変動のなかで、地域の祭祀体系の【再編】が行われたのではないだろうか。

たとえば、「八鳥名本山三宝荒神」と同時に、白山神社境内に移祀された高盛神社に関して、田地春江は、以下のように報告している。

高森^(マモ)神社は八鳥川側の斜面にかかっているというが、もと「平河内」平田家のものであり、現在やや奥に入った所に屋号「たかもり」を名のる佐藤家は平田家関係の家で農地解放でここに入られた。(田地、一九八五、四五)

この報告からわかるように、高盛神社は、平田家が地頭を務めていた社だった。

また、同時に合祀された魂守神社の地頭は、重国^(シゲ)谷組の「前やなぎ」白根家が務めていた⁽⁹⁾。直接的に平田家と関係があったわけではないようだが、この神も、平田家が所在する重国谷組内に祀られていた神であった。



図9 重国谷組「重国」重原家の三宝荒神(左)と「平河内」平田家が祀っていた三宝荒神(右)



図10 平田家が祀っていた三宝荒神に納められた棟札。地頭の名前として、右には平田家(明治三十九年)、中央には重原家(明治四二年)、左には重原家(昭和二年)の当主の名前が記されている。

こうした明治末に起こった村落内の社会変動を起点にして、小原谷組の「三重」坂野家が個人で祀っていた本山三宝荒神が、新たに村を代表する「八鳥名本山三宝荒神」として白山神社境内に合祀されたのだと推測される。

次節では、八鳥地区における荒神祭祀の様子を確認し、「八鳥名本山三宝荒神」をめぐる祭祀がどのように変化し、いかにして村全体を代表する本山荒神としての位置づけが生み出されていったのかを確認していきたい。

五 三 「八鳥名本山三宝荒神」の祭祀と「宮講」

「八鳥名本山三宝荒神」が祀られる機会は、大きく分けて二種類ある。一つは、式年の祭りで、一二年に一度の「大神楽」と、「大神楽」から三年後に行われる「御戸開き神楽」という二つの形態がある。もう一つが、毎年行われる例年祭で、地区内の各組が毎月輪番で行う「宮講（荒神講）」と地頭を務める坂野家が属する小原谷組の「地祭」がある。「八鳥名本山三宝荒神」は、祭祀責任者である地頭個人により祭祀されるだけでなく、集落共同で祀られる機会を持つことがわかる。このことは、「八鳥名本山三宝荒神」が、地頭を務める個人がそれぞれ個別に祀る本山三宝荒神、三宝荒神とは性格が異なる神であることを示唆している。この違いを、「八鳥名本山三宝荒神」がどのように祭祀されているのかを確認することで明らかにしたい。

八鳥地区の村氏神白山神社には、「宮講」と呼ばれる神事が傳承されている。「宮講」は、八鳥地区内の一〇組により輪番で、原則毎月二十九日に祭りが行われている。現在の祭りは、白山神社に組の各家の代表者が集まり、招かれた宮司が祝詞をあげた後、簡単に直会が行われ、神籤を判じた御神米が各人へ配られて解散となる。

一月二十九日には「初宮講」が行われ、各組の総代が白山神社に集まり、

宮司による神事後、一年の担当月を決めるくじをとる。「初宮講」がある一月と白山神社の例大祭がある一月を除いた一〇の月のうち、小原谷組は三月、奥八鳥組は五月と決められており、残りの八つの月の担当がくじで各組に割り振られる。また、現在は廃されたが、一〇数年前まで小原谷組以外の各組は、小原谷組が行う三月の「宮講」に際し御神酒一升を小原谷組へ献上することが行われていた。

この祭礼は、村氏神白山神社（＝「お宮」）で開催されており、「宮講」という名称からもわかるように、あくまでも白山神社の祭りとして理解されている。また、近世末の資料である「書出帳」には、現在東城町に属する森村と加谷村の一宮と二宮では、「宮講」が行われていたことが記されている⁽¹⁰⁾。これらの歴史資料に記載された「宮講」も、村の氏神社に関する祭礼であった。しかし、なぜ「宮講」という村全体で祀られる氏神社の祭礼において、毎年の担当月が事前に決定されていたり、御神酒が献上されるなど、一〇組のうち小原谷組だけが優遇されているのだろうか。こうした疑問に対し、「八鳥名本山三宝荒神」の元社地が小原谷組内にあるから優遇されるのだという解釈が、小原谷組の立場から提出されていた。小原谷組出身の安井哲夫は、地元の郷土誌のなかで以下のように述べている。

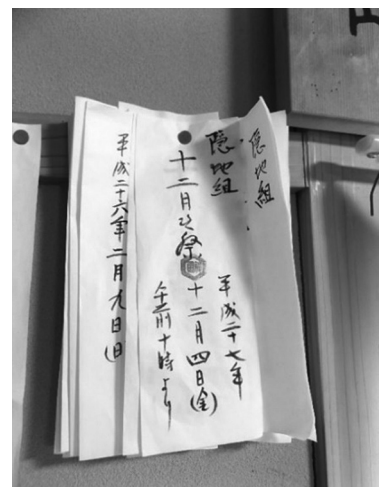


図 11 隠地組の集会所に張り出された「初宮講」でのくじ

当小原谷地区荒神講は八鳥中の祖神である元山三宝荒神の元社地を有する土地柄である故に、荒神講は地区中の行事である訳です。(中略) 現在八鳥中の氏神社白山神社に合祀されました後も、元社地を祭る荒神講を催すが故に、氏神白山神社に月毎に行われる宮講の神事にも小原谷地区だけが特別優遇を受け、各地区が毎年クジ引きで年頭に宮講の順位が決められる行事の中で、当小原谷は古来、三月が宮講の祭事が決められ、御神酒も氏子中から献上される習慣になっております。

(安井哲夫、一九八三、四四～四五)

なぜ氏神白山神社の「宮講」において、荒神が関係してくるのだろうか。これを理解するには、小原谷組とそれ以外の組の人々との間における「宮講」に対する解釈の違いに気づかないといけない。筆者の聞き取りでは、八鳥地区の小原谷組以外の人々は、「宮講」を氏神白山神社の祭りとして理解しており、荒神との関わりは意識されていない。それに対し小原谷組の人々は、小原谷組が行う三月の「宮講」の午前中を、「八鳥名本山三宝荒神」を祀る神事である「荒神講」と捉え、午後に氏神白山神社の「宮講」を行うのだと考えている^(註)。このように、小原谷組だけが、もともと別の行事であった二つの祭礼を同じ日に行ない、独自に「宮講」と「荒神講」を結びつけていた。加えて、「八鳥名本山三宝荒神」を祀ることに由来する特権が、氏神祭祀である「宮講」においても特権として小原谷組に付与されていた。八鳥地区では、荒神祭祀と氏神祭祀が重なり合って伝承されているのである。

さらに、先に示した明治六年の「神社取調控帖」では、「三重」坂野家が祀る荒神の祭日は、三月二十九日とされていた。その一方、「神社取調控帖」における氏神白山神社の祭日は、九月二一日とされており、また、近世末の資料である「書出帳」でも、白山神社の前身である八鳥村

若一王子社の祭日は、九月二一日とされていた。こうしたことより、氏神社の神事である「宮講」の期日が、毎月の二十九日と定められたのは、「八鳥名本山三宝荒神」を祀る「荒神講」の日程に合わせて案出されたものだといえるのではないだろうか。

これらより推すと、明治末に起きた氏神社を含む地域の祭祀体系の大きな変動のなかで、もともと小原谷組が三月に単独で行っていた、小原谷組の「三重」が祀っていた荒神を祀る「荒神講」を、村の氏神である白山神社を祀る、村全体の神事である「宮講」と結びつけ、村全体の祭礼とすることが行われたと考えられる。この八鳥地区内の祭礼における変化は、もともと「三重」坂野家を中心に小原谷組で行われていた荒神祭祀が、一二年に一度の式年祭である「大神楽」「御戸開き神楽」だけでなく、毎年行われる「宮講(荒神講)」という形で、村全体の祭礼に組み込まれたことを意味する。こうした村落内における「名」と荒神祭祀の【再編】を経て、小原谷組の「三重」坂野家が祀っていた荒神は、八鳥村を代表する「八鳥名本山三宝荒神」、つまり「八鳥中の祖神」となったのであった。

村を代表する本山荒神に祀りあげられた事情については、今のところ田地の聞き取りにより推測するしかない。しかし、それよりも重要なことは、荒神信仰における大きな変動が起きたにも関わらず、八鳥地区では、その変化が受け入れられ現在まで祭祀が続けられてきているということである。

こうした明治末から大正初期にかけて生じた地域における荒神祭祀の【再編】は、その後の「大神楽」の執行にどのような影響を与えたのであろうか。

六: 戦後における「大神楽」の変容

ここまで見てきたような、村という大きな範囲の「名」によって「大

神楽」が執行される事例は、これまでの研究者が「名」の古態と考えた小規模な同族集団とは大きく異なっていたこともあり、注目されてこなかった。しかし、多大な費用が必要な「大神楽」を地域がいかにして続けていくかという観点から考えてみると、非常に注目すべき事例と言える。

「大神楽」の費用は、「昔は名頭（大当屋）が米三俵（三斗入）、小当屋が米二俵を出し、残りを荒神ブロのフロ木を売却したり、名内各戸の資産に応じて費用を割り当てていた」（東城町教育委員会編、一九八二、一七七）というように、非常に多くの資金が必要であった。その分担の仕方にも特徴があり、地主―小作（名頭―小作）関係を背景に、「名」（地区）内の有力な家（名頭）が、費用の大部分を負担するのが慣例であった。

八鳥地区の場合、小原谷組の宮本芳美さん（昭和二三年生まれ）によると、昭和三〇年頃までは、式年の「大神楽」を開催するにあたり、まず「八鳥名本山三宝荒神」の地頭を務める坂野家の当主に開催の是非を伺ったという。そこで坂野家の当主が「大神楽」の開催を決定し、開催資金の拠出を表明すると、そこから地域を挙げて「大神楽」の準備が始まっていった。この時に坂野家が出すことを約束した金額は、「大神楽」執行に必要な資金の約半分に相当するものであり、残りの半分は地域全体（一〇〇人以上）で分担された。坂野家にとって「八鳥名本山三宝荒神」を祀る「大神楽」を主催することは、多大なる出費と労力を必要とする大仕事であるが、地域社会内での大きな特権・名誉をもたらすものであったことが伺われる。

こうした慣わしが残されていたことを、八鳥地区内京組の矢吹伊幸さんは、以下のように語ってくれた。

昔の神楽じゃ大きい家の親分がようけお金を出してくれて神楽を

やったもんじゃ。今回の神楽は、出来るだけ平等にしようということ、酒を飲ません、接待もせんというようになったが、昔は全部当屋さんがもってくれて、普段小作でこき使われてるもんは、ようけ飲み食いしたもんよ。その代わり普段は言う事をきかんといかん。

（矢吹伊幸さん・内京・昭和七年生まれ・平成二七年一月二五日調査）

このように、当屋を務める集落内の大きな家が多大な費用を負担し、自らの家を当屋（祭場）として「大神楽」が奉納されていた。「大神楽」の場合は、村落内の社会関係の再確認をする場であり、富の再分配の場でもあったことがわかる。

しかし、「大神楽」の背景にある村落内の社会関係は、戦後になると徐々に変化が起きる。その嚆矢となったのが、農地解放である。八鳥地区は、もともとほとんどの家が小作だったとも言われる程、小作が多い地区であった。それが農地解放により、小作地は小作人に安く売り渡されて、多数の自作農が生まれ、旧来の地主―小作関係は解体された。

けれども、戦後すぐの経済的な社会関係の変化が、荒神祭祀（大神楽）に与えた影響は、限定的であった。農地解放により、多くの土地を所有するという農業生産における経済的な優位性は失われたが、かつての地主層には、大きな屋敷や広大な山林という、旧家に代々蓄積された財産や、「地頭」という荒神祭祀における宗教的な特権など、旧来の社会関係のもとで受け継がれてきた資源が残されていたからである。先述したように、「八鳥名本山三宝荒神」の「地頭」が多くの金額を負担するという費用負担の慣行は、昭和二八年の開催まで残っていたし、大勢の人が集まる「大神楽」の開催は、大きな家を持つ旧家でしかできなかったため、民家を祭場として「大神楽」が開催された昭和四〇年までは、依然としてかつての地主層の影響力は大きかった。

また、現在でも、「八鳥名本山三宝荒神」の「地頭」を務める坂野家

の当主は、「地頭」であるが故に、「大神楽」において重要な役割を果たしている。現在の坂野家の当主は、他出して村落外に住んでいるだけでなく、荒神祭祀の伝統を直接受け継いでいない婿養子でもある。そのため、「地頭」は、荒神祭祀に関する知識面で優れているとか、特殊な技能を持っているからという理由で、祭祀のなかで重視されているわけではない。実際に現在の「地頭」は、従来からの慣行に詳しい長老などまわりの人間に助けをもらいながら、役割を果たしているのが現状である。けれども、この八鳥地区における荒神祭祀においては、「八鳥名本山三宝荒神」の「地頭」という立場の人間（＝坂野家の当主）が、必要不可欠なのである。そのため「地頭」は、「八鳥名本山三宝荒神」の祭祀が行われる際には、現在居住している村外から必ず戻ってくるのが求められている。これこそが、旧来の社会関係のもとで受け継がれてきた「地頭」という立場の「権利」であるとともに、「負担」なのであった。

しかしながら、その後の高度経済成長は、農村の過疎化と富裕化という二つの面で村落社会に大きな影響を与えた。

戦後一九六〇年ごろから、プロパンガスの普及による燃料革命と化学繊維の発達などによる繊維革命により炭焼きと養蚕が衰退し、農業機械の普及で農耕牛が駆逐され、減反政策によって稲作だけで生計を立てるのが困難になった。それに伴い、生産年齢人口が広島市内や県外の都市部に移住する人口流出が進み、現在は役所や工場などで働きながら稲作を行う兼業農家がほとんどとなった。また、高齢化も進んでおり、高齢の夫婦が二人、もしくは単身で住んでいることも多く、生活上の不便から福祉施設や町内の中心部に移住する人も出てきている。

その一方、農地解放と高度経済成長は、かつての小作人たちを裕福にすることで、「大神楽」の開催費用負担の形式を、地域の有力者が独占的に拠出する方式から、村落全体で負担する方式に変化させた。昭和五二年の開催より、「大神楽」の費用は各戸平等負担に変わり、差が出

るのは、総代長や大神楽実行委員会の役員など役職に就く人たちが、花代（御祝儀）を多く出す場合のみになっている。

また、農村全体が富裕になったため、集落が公民館を建設することができるようになった。こうした集落共有の集会所の建設、家の構造の変化、価値観の変化などにより、八鳥地区では、昭和五二年の開催以降、神楽の祭場（当屋）が民家から公民館になった。「大神楽」の開催場所の変化は、有力者が誇っていた「神楽を開催できるほどの大きな家」というステータスを失わせることとなった。

さらに、平成二五年の神楽では、神職や神楽社など客人以外に対する酒や食事の接待をやめ、神楽場での飲食は参列する氏子の持参によるとした。また、平成二五年の開催にあたっては、新たに神楽準備金の制度が設立された。この制度は、「大神楽」開催の三年前から、集落の各戸から神楽の開催資金を少額ずつ積み立てることを企図したものである。毎年の収入の総額が限られている年金暮らしの者にとって、各戸に割り当てられた「大神楽」の費用負担を、開催年に一度に拠出するのは大変だろうという配慮から考案された。この制度は、「大神楽」開催費用の安定的徴収につながることも、三年前から「大神楽」を開催することを地区の全員に印象づけたことで、地区全体で行う「大神楽」に対する意識を高めることに成功したとの声が、「大神楽」の実行委員長から聞かれた。

こうした「平等」に、負担を「少なく」というのが近年の八鳥地区における大神楽開催の一つの原則であり、「大神楽」を永く続けるための工夫として機能している。

明治から大正にかけて起きた村を代表する「八鳥名本山三宝荒神」の創出は、「大神楽」に参加する戸数の増加をもたらし、執行する際の金銭的負担の低減につながるものだった。こうした「平等」に、負担を「少なく」という原則は、「大神楽」の執行形態も変更させる。祭場を民家

から公民館へ変化させるとともに、費用負担を一部の有力な家に集中させず、村全体で平等に負担することにより、高度経済成長以降の生業の変化、人口流出にも対応した。そのため、八鳥地区では戦後式年ごとに、規模の縮小をできるだけ抑え遅滞なく奉納されてきている⁽¹²⁾。その一方、平等化を推し進めた結果、かつての「大神楽」が持っていた、村落内身分の再生産、富の再分配の場という意味は喪失した。

このような結果を見ると、「名」と荒神祭祀の【再編】は、その当時の意図とは違う結果をもたらしたかもしれないが、図らずも「大神楽」の執行を続けるための変化として機能したといえよう。

七. 結論

本論の冒頭で、民俗芸能（「大神楽」）は、いかにして継続的に執行され続けられるのだろうか、という疑問を提示した。この疑問を、「名」が荒神祭祀を存続させるために選択してきた工夫に注目して考察してきた。その結果導きだされた結論は、以下の通りである。

「大神楽」を続けていくために、地域が選んだ工夫には、【合同】・【合祀】・【再編】という三つのかたちがあった。

まず、数軒から一〇数軒の家によって構成される小規模な「名」が、いくつか【合同】し、共同で「大神楽」を執行するかたちがある。この場合には、「名」のつながりが強く意識され、一つの「名」に一つの本山三宝荒神が祀られるという原則の上に、それぞれの本山三宝荒神が集まる。「名」が【合同】することで「大神楽」の参加戸数を増やし、持続的な「大神楽」の執行体制を整えた。

また、東城町小奴可地区や西城町大佐地区のように、村内の小規模な「名」それぞれで祀られていた本山三宝荒神を、すべて村氏神社の境内に【合祀】する地区もあった。こうした場合、それまでの「名」の枠組みは踏まえられつつも、氏神の境内に村全体の新たな本山三宝荒神が創

設されることで、従来の小規模な「名」から、より大きい「地区（村）」へと荒神祭祀の執行主体の変更が図られた。

さらに、西城町八鳥地区では、従来存在していた小規模な「名」は廃止され、日常の生活単位である「組」という組織を基礎単位にして、新たに村（九組）を代表する一つの「名」と「本山三宝荒神」が創出された。「八鳥名」が生み出される過程では、もともと関係のない村の氏神社の祭祀に、「八鳥名本山三宝荒神」の祭祀を組み込むなど、地域の祭祀体系の【再編】が行われた。

以上見てきた【合同】・【合祀】・【再編】という工夫に共通していたのは、「大神楽」に参加する軒数を増やし、一軒当たりの費用・負担の軽減を図るということである。現在は、近世以前のように、「名」毎の本山三宝荒神を祀るといった形式をとっていても、実際は、地区（村）全体で運営するかたちがほとんどになっている。このような、村全体で「平等」に、負担を「少なく」という原則は、「大神楽」の執行形態も変更させることにつながった。祭場を民家から公民館へ変化させるとともに、費用負担を一部の有力な家に集中させず、村全体で平等に負担することは、高度経済成長以降の生業の変化、人口流出といった戦後の大きな危機にも対応した。その一方、平等化を推し進めた結果、かつて「大神楽」を「名頭」として開催することに付随していた特権性、つまり、村落内身分の再生産、富の再分配の場という意味は、失われることとなった。

最後に、本稿で扱いきれなかった課題を挙げておく。「大神楽」に関わる家々の間で平等化が進むということは、逆に考えれば、従来負担が少なかった家にとっては、負担増になる。そうした人々は、どういう理由で負担の増大を受け入れたのだろうか。社会変動と荒神神楽の変容を問題としながらも、本稿では、上記の疑問には答えられなかった。今後の研究では、「神楽」だけではなく、この地域にとって、荒神信仰がどのような意味を持っているのか、こうした「信仰」の問題を考察するこ

とで、広く新たな視点から考察していきたいと思う。

注

(1) 『比婆荒神神楽・重要無形民俗文化財』には、東城町内の「名」について、昭和五七年に管轄宮司より調査をした成果が報告されている。(東城町教育委員会編、一九八二年、一四六―一五三)それによると、一つの村には、一番少ない加谷村、小串村で三名、一番多い戸宇村で、四八名(「国郡志御用二付下しらべ書出帳」に基づいて記述された、粟田村には八三名あるとの事例は除く)が存在していた。

また、西城町小鳥原地区(旧小鳥原村)には、一七社の荒神社があり、それぞれを祀る「名」がある。この地区では、平成二二年一月二七日―二八日に「荒神社共同奉納神楽」として、一日一夜の小神楽が奉納された。この神楽は、式年で行うものではなく、氏子からの申し出により行われたものである。

(2) 庄原市本郷町(旧恵蘇郡)の良神社宮司児玉家所蔵の、慶長一七年(一六一二)四月二六日付けで恵蘇郡伊与村の神祇大夫から良の火矢廻千日大夫にあてた「伊與村神祇大夫詫状寫」には、

一 御神前御湯立□時者、のつと銭、□け之うお鳥、調可申候、
一 浄土かぐら之時、こう布之事、千日様へ無相違あげ可申候、
一 こう神まい之時者、本且之こう布、とうかふと、大□刀手御座候ハ、上可申事、

とあり、同所蔵の明暦元年(一六五五)一〇月二六日付けの恵蘇郡社家衆連署の掟請文には、

一村々にて浄土神□、荒神舞、其外大神御□者、早々御案内可申上候、

とある。岩田勝は、これらの資料をもとに論を展開していった。

(3) 「国郡志御用二付下しらべ書出帳」は、文政八(一八二五)年に広島藩が作成した地誌『芸藩通志』を作るため、藩内の村々に提出させた記録である。

「国郡志御用二付下しらべ書出帳」は正本が幕府に提出されたため、各村にはその控ないし下書きが残されたことになる。本町域では二八カ村のうち、今のところわずか三カ村(加谷村・久代村・粟田村)に、その当時のもの(粟田村は安政二年写し)が現存するのみである。ところが郡御用掛りの組織は、「芸藩通志」の完成した二年後の文政十年まで解かれなかったため、その間に奴可郡では藩府提出の「下しらべ書出帳」の改訂作業に着手し、同八年までに各村から改訂版を次々に差出させ、これに郡辻を加えて郡全体を集めた。町域全二八カ村で現存しているのがこれである(東城町、一九九四、二二四)

(4) 以下に掲げる、広島県から出された神社合併政策に関する布達・訓令類は、広島県立文書館の所蔵資料である。

(5) 奴可神社の名誉氏子総代を務めていた瀬尾晃祥は、小奴可村での神社合併について、以下のような記録を残している。

一、奴可神社々掌中島幣真大人勲功録
明治十年三月奴可神社社掌に任せられ今日に勤続。明治三十九年神社整理の急務なるを感じ、氏子信者を説き神社の尊厳敬神思想の普及に勤められ、区内数社の併合を行ひたるも社地及社殿狭隘にして尊厳を欠くの恐あり、大正元年より社地の拡張社殿の造営を策思せられ、金七千五百三拾六円を募集、大正三年一月工事を起し、大正四年四月に至り社殿の結構莊嚴、地方稀に見るの神社を造営遷座式を行ひ所期の目的を遂行せらる(中略)

右は大人是迄の勲功を記録し永く村社に保存して後裔に伝へんことを希ふものなり。

昭和十四年十二月三十一日

勤続三十九年 名誉氏子惣代 瀬尾晃祥
(瀬尾、一九五四、一八)

(6) 中島固成宮司は、『全國神職會々報』に、「神社合併不可論」(一〇八号、一九〇七年)、「神社合併の強行につき天下有信の諸氏に檄す」

(一一二〇号、一九〇八年)、「神社整理に就きて」(一四〇号、一九一〇年)、「一村一社と社会主義」(一四七号、一九一二年)など、明治末の神社合祀政策に対する反対論を多く展開していた。そのうち、明治四〇(一九〇七)年という最も早い段階の著作である「余の神道観」(二〇四号)のなかでは、以下のように述べている。

世に神社合併を唱ふる者あり。素より絶対的不可と云ふには非ざるも、悲むべし、愚老小児、合併の何たるを解せずして、離別の涙を催すものあらん。是ぞ敬神の至情ならずや。(中島、一九〇七、四〇)

また、「神社合併に付敬神家諸氏に檄す」(一一一號、一九〇八年)では、

希くは満天下の諸氏よ、産土(ウブスナ)の神を大切にせられよ、無格社末社と雖も其里の神を大切にせられよ、神社保存の為に尽されよ、是れ余が满腔の熱誠を以て希望する所であります。(中島、一九〇八、三三)

と、心の底から神社合祀に対する反対の声をあげていた。しかし、自身の氏子地区である森地区においても、荒神社を村氏神の白鬚神社境内へ合祀することが行われるなど、神社合祀が断行されていた。「愚老小児、合併の何たるを解せずして、離別の涙を催すものあらん」という言葉は、自身のまわりの状況を反映したものなのかもしれない。

また、明治末に行われた「神社合祀政策」に対する反対論者の一人として、中島固成に触れた論考は、以下のものがある。芳賀直哉「南方熊楠と神社合祀反対活動の周辺―生川鉄忠ら神職たちと外国学者たち」『静岡大学教育研究』(七)静岡大学、二〇一一年。小野良平「用語「鎮守の森」の近代的性格に関する考察」『ランドスケープ研究』七三(五)、日本造園学会、二〇一〇年。

(7) 例えば、法京寺組には、本山三宝荒神が一社あり、隠地組には三社の本山三宝荒神がある。これらの本山三宝荒神は、式年の「大神楽」と結びつけられておらず、「八鳥名本山三宝荒神」とは違うものだと考えられている。

(8) 「三重」は何を意味するのかわからないが、坂野家は明治期には大変栄えたと言い、本山三宝荒神の棟札にも、弘化四年(一八四七)安政五年(一八五八)明治十一年(一八七八)に地頭大願主として

増蔵、舛造等の名が残る。本山三宝荒神は坂野家のうしろにあった頃も組合中でまつっていたと言うが、国郡志にのっていないのは、少なくとも当時大きな祭は行なわれていなかったのであろう。明治六年の神社取調控帳には荒神の語は使われず、地神の名でまとめられているが、その筆頭に三重地神が書かれている。しかし村中の本山である事を示す記事はない。マスゾーが村に出したことによって村中の本山荒神になったと考えるべきなのであろうか。(中略)しかし何故に「三重」の荒神が村全体の本山荒神と考えられる様になったのかは、今の所わからないと言うより外ない。(田地、一九八四b、三二)

(9) 「西側の谷の「前やなぎ」白根家は、現在氏神境内にある魂守稲荷の地頭であった。趾地は矢鳥家のうしろの山である。」(田地、一九八四b、三四)

(10) 「国郡志御用ニ付下しらべ書出帳」の八鳥村の分には、「宮講」の記述はない。周辺地域で探してみると、現在東城町に属する森村では、「〇宮構村内八組二分り、一組限り毎月朔日氏神社参、神酒杯備祭申候、本宮・二ノ宮毎月隔番ニ参申候、閏月有之年ハ其月程村辻ノ祭申候」(東城町、一九九四、三〇二)と記載されており、同じく東城町の加谷村の項には、金倉大明神(現在の加谷地区氏神社の金倉神社にあたる)と二ノ宮宇佐八幡宮の項に、「宮構 毎歳 三月中 定日不定」(東城町、一九九四、二四〇～二四一)と記録されている。

(11) 先述の安井哲夫は、地元の郷土誌に「民俗行事荒神講」(郷土二(二六)西城町郷土研究会、一九八三年)という題で、「荒神講」について報告している。しかし、他の組の方にこの論考を見せ、「これは何のことを言っているのでしょうか?」と問いかけると、「わからん。宮講のことじゃろうと思うけど、うちのところはこういう言い方はせん」との答えが返ってきた。「宮講」と「荒神講」を結びつけるのは、小原谷組の人々だけであった。

(12) 平成二五年の大神楽は、一月二日～四日の四日三夜の形式で行われた。二日は、神職による祭場の準備。二日には小当屋で前神楽が行われ、湯立神事、荒神迎え、氏神迎え、諸神勧請、祝詞、荒神遊び、八鳥地区出身の戦死者(第二次世界大戦時)の慰霊祭が行われた。今回土公神遊びは省略されている。二三日の夕方から翌

朝まで、小当屋と大当屋で比婆荒神神楽社を招き、本神楽が行われた。東城町域で行われる灰神楽は、西城町域では昔から行ったことはなかったと神職や伝承者から聞いている。

また、「大神楽」を奉納してから三年目に行う「御戸開き神楽」は、公民館を当屋にして、平成二十七年一月二十七日～二十九日にかけて行われた。二十七日には、神職を迎えて祭場の準備がなされる。二十八日の午前より湯立神事、荒神迎え、氏神迎え、諸神勧請、祝詞、荒神遊びが行われ、神楽社が到着した夕方から七座神事、祝詞神事、能舞、五行舞の舞納めの順に舞が奉納された。白々と明け始めた二十九日の早朝に荒神送り、氏神送りが行われ、片づけの後直会となった。

参考文献

磯本宏紀

- 二〇〇二 「伝承母体の再編―岡山県真庭郡落合町吉の念仏踊りを事例として」『歴史民俗資料学研究』(七) 神奈川大学大学院 歴史民俗資料学研究科。

岩田 勝

- 一九八三 『神楽源流考』名著出版。
- 一九八八 「旦家神社帳」『郷土』(四三) 西城町郷土研究会。
- 牛尾三千夫
- 一九八三 『続美しい村―民俗探訪記』石見郷土研究懇話会。
- 一九八五 『神楽と神がかり』名著出版。
- 倉光ミナ子
- 一九九八 「開拓地の形成と「花祭り」の再生…愛知県豊橋市「幸町」を事例に」『人文地理』五〇(四) 人文地理学会。

黒田 正

- 一九九四 「大佐村の神社合併」『郷土』(六一) 西城町郷土研究会。
- 一九九五 「続 大佐村の神社合併」『郷土』(六二) 西城町郷土研究会。
- 西城町教育委員会編
- 二〇〇五 『西城町誌 資料編』西城町。
- 二〇〇六 『民俗芸能の伝承活動と地域生活』農山漁村文化協会。

鈴木昂太

二〇一六 「比婆荒神神楽の時空間―神楽場の民俗誌―」『民俗芸能研究』(六〇) 民俗芸能学会。

鈴木正崇

二〇一四 「伝承を持続させるものとは何か―比婆荒神神楽の場合」『国立歴史民俗博物館研究報告』(一八六) 国立歴史民俗博物館。

瀬尾晃祥編

一九五四 『小奴可村・八鉾村郷土誌』私家版。

民俗芸能研究会の会・第一民俗芸能学会編

一九九三 『課題としての民俗芸能研究』ひつじ書房。

田地春江

一九七六 「八鳥地区の小祠について」『郷土』(五) 西城町郷土研究会。

一九七七 「八鳥地区の小祠」『郷土』(二〇) 西城町郷土研究会。

一九七九 「比婆郡荒神祭聞書」『広島民俗』(一二) 広島民俗学会。

一九八一 「地の上の神さん」『郷土』(二二) 西城町郷土研究会。

一九八三 「備後西城八鳥地区の神々」『日本民俗学』(一四五) 日本民俗学会。

民俗学会。

一九八四 a 「八鳥地区の地神信仰」『郷土』(二九) 西城町郷土研究会。

一九八四 b 「八鳥地区の地神信仰(その二)」『郷土』(三〇) 西城町郷土研究会。

「八鳥地区の地神信仰(その三)」『郷土』(三一) 西城町郷土研究会。

一九八四 c 「八鳥地区の地神信仰(その四)」『郷土』(三二) 西城町郷土研究会。

「八鳥地区の地神信仰(その五)」『郷土』(三五) 西城町郷土研究会。

一九八五 「八鳥地区の地神信仰(その六)」『郷土』(三六) 西城町郷土研究会。

「八鳥地区の地神信仰(その七)」『郷土』(三七) 西城町郷土研究会。

一九八六 「八鳥地区の地神信仰(その八)」『郷土』(三八) 西城町郷土研究会。

「八鳥地区の地神信仰(その九)」『郷土』(三九) 西城町郷土研究会。

一九九〇 「大神楽に祭られる神々」岩田勝編『歴史民俗学論集 1 神楽』名著出版。

「比婆荒神神楽―重要無形民俗文化財」東城町文化財協会。

東城町教育委員会編

一九八二 『東城町史第二巻―古代中世・近世 資料編』東城町。

東城町

一九九四 『東城町史第二巻―古代中世・近世 資料編』東城町。

直江廣治

一九六六

『屋敷神の研究―日本信仰伝承論』吉川弘文館。

中村茂子

一九八九

「伝統芸能の保存組織のあり方の研究―民俗芸能保存会の事例を中心に―」『芸能の科学』(一七) 東京国立文化財研究所。

一九九五

「ダム建設に伴う民俗芸能行事の保存と伝承について」『民俗芸能研究』(二一) 民俗芸能学会。

橋本裕之

二〇〇六

『民俗芸能研究という神話』森話社。

二〇一四

『舞台の上の文化―まつり・民俗芸能・博物館』追手門学院大学出版会。

俵木 悟

一九九九

「備中神楽の現代史」『千葉大学社会文化科学研究』(三) 千葉大学

二〇一〇

「大里七夕踊にみる民俗芸能の伝承組織の動態」『無形文化遺産研究報告』(四) 国立文化財機構東京文化財研究所。

二〇一〇

「民俗芸能の伝承組織についての一試論―「保存会」という組織のあり方について―」『無形民俗文化財の保存・活用に関する調査研究報告書』東京文化財研究所無形文化遺産。

広島修道大学人文学部石塚研究室

一九八四

『西城町大屋の民俗』広島修道大学人文学部石塚研究室。

福田裕美

二〇〇二

「能郷の猿楽能―民俗芸能の継承問題に関する一考察」『民俗音楽研究』(二七) 日本民俗音楽学会。

二〇〇四

「文化財政策における民俗芸能の継承にかかわる課題についての研究―大江の幸若舞」『水海の田楽能舞』能郷の能・狂言」を事例として』『文化経済学』四(一) 文化経済学会。

二〇一〇

「民俗芸能の保護をめぐる文化財政策の研究―地域社会における保護政策の運用を中心に(一) 民俗芸能の継承をめぐる「地域」の枠組みの検討」『音楽芸術マネジメント』(二) 日本音楽芸術マネジメント学会。

二〇一一

「民俗芸能の保護をめぐる文化財政策の研究―地域社会に

藤井 昭

一九七七

「近世前期、備北地方における「荒神名」の存在形態」広島県総務部県史編さん室編『広島県史研究』2 広島県。

一九八四

「芸備地方の「名」をめぐる2、3の問題について」『広島民俗』(二一) 広島民俗学会。

一九八七

『宮座と名の研究』雄山閣。

二〇〇九

『村の伝統芸能が危ない』岩田書院。

二〇一二

『過疎地の伝統芸能の再生を願って―現代民俗芸能論』国書刊行会。

一九八五

「民俗芸能の有効な保存伝承方法の確立に関する調査研究(第一部)―継承者の過去と現在」『芸能の科学』(一五) 東京国立文化財研究所。

一九八八

「民俗芸能の有効な保存伝承方法の確立に関する調査研究(第二部)―後継者養成と学校教育―」『芸能の科学』(一六) 東京国立文化財研究所。

一九九三

「芸能をもてあます村々」民俗芸能研究会の会・第一民俗芸能学会編『課題としての民俗芸能研究』ひつじ書房。

安井哲夫

一九八三

「民俗行事荒神講」『郷土』(二六) 西城町郷土研究会。

山田尚彦

一九九七

「獅子舞をつづけるといふこと」『日本民俗学』(二一〇) 日本民俗学会。

山本宏子

一九八六

「民俗芸能の伝承方法についての一考察―三春町の芸能の調査事例をもとに」『民俗芸能研究』(三) 民俗芸能学会。

一九八八

「民俗芸能の構造と社会構造」『民俗芸能研究』(八) 民俗芸能学会。

一九九三

「沖縄読谷村のエイサーの伝承組織―民俗芸能の伝承組織と社会・経済構造との相互規定関係―」『芸能の科学』(二二) 民俗芸能学会。

東京国立文化財研究所。

【付記】 本稿の執筆にあたり、比婆荒神神楽保存会会長であり神楽社長である横山邦和氏、西城町八鳥地区白山神社宮司佐々木奉文氏、八鳥地区の古川由紀氏、滝本明人氏など、東城町・西城町のさまざまな方々に大変お世話になった。記して皆様に心から深謝申し上げる。

Transformations in Traditional Organizations to Encourage the Continuation of Folk Performing Arts:

Focusing on Organizations Supporting Hiroshima's *Hibakojin Kagura*

SUZUKI Kota

Department of Japanese History,
School of Cultural and Social Studies,
SOKENDAI (The Graduate University for Advanced Studies)

Summary

How are folk performing arts passed down from generation to generation? In this paper, I will consider this question with reference to the various strategies used by people from the local community in response to social change.

This paper will take as a case study of the Hibakojin Kagura, a kind of *o-kagura* performed in the towns of Saijo and Tojo in Shobara, Hiroshima Prefecture. In this region of Japan, there are religious service organizations called *myo*, responsible for putting on huge festivals called *o-kagura*. These *o-kagura* engender a significant economic burden for the *myo*, and recent social changes have made this burden harder and harder to bear. In this paper, I ask how, with the *o-kagura* threatened in this way, they managed to ensure its continuation.

From the cases observed in this study, it seems that the strategies employed for keeping up the *o-kagura* fall into three types, namely: mergers of religious organizations, collective enshrinement, and the restructuring of ritual organizations.

First, with the mergers, some religious service organizations or *myo* merged with one another, enabling them to perform the religious festivals together.

The second measure observed is that of collective enshrinement. In order to ensure the *o-kagura* continues, the individual deities of each *myo* were all enshrined together in a common local tutelary shrine.

The third way identified was the restructuring of the religious organization. First of all, a greater organization was created to unify the smaller units that had existed before, and a restructuring of the local festival system carried out simultaneously. As a result of these changes, the village had for the first time a deity which all its people worshipped.

What the above three methods all have in common is creating an increase in the number of participants in the *o-kagura* festivals, thus reducing the cost and burden per house. The principle on display here of putting on *o-kagura* with an emphasis on “equality” across the whole village and creating the “minimum possible” burden also led a change to the form that the festivals took. This change meant the villages were able to continue holding the festivals in spite of major obstacles such as people’s changes in occupation and the outflow of population from the region, both the results of advanced economic development. Meanwhile, as a result of increasing emphasis on equality, some of the original functions of *o-kagura*, such as reconfirming the statuses of people within the village and redistributing wealth, were lost.

Key words: Kojin worship, *Hibakojin kagura*, religious service organizations, *myo*, modernity